

村上朝の文壇

滝川 幸 司

要 旨

村上朝の文壇について、〈公宴〉（密宴）からなる宮廷詩宴を軸に考察を加えた。村上朝は、前代の醍醐朱雀朝から引き続き、〈公宴〉の危機的状況であったが、重陽宴の残菊宴としての再興、内宴の二月開催、花宴の公事化によって、その危機を抜け出した。この時代は、〈公宴〉の再興期と位置付けられる。しかし、花宴の〈密宴〉的性格や、村上朝後半の〈密宴〉の頻繁な開催は、〈公宴〉の意義の低下をもたらすことになった。本稿では、如上の内容を、〈公宴〉の停止理由、〈密宴〉の献詩者、〈公宴〉の停止と〈密宴〉の関係、花宴の性格、御製の存在、などの視点から論じた。

一、問題の所在

平安前期、殊に仁明朝以後天皇主催の詩宴は、内宴・重陽宴が中心であった。例えば、仁明朝では、天皇主催の詩宴は、三十二回開かれているが、内宴十四回、重陽宴十四回であり、詩宴の九割近くがこの二つになる。また、清和朝でも、二十五回中内宴十回、重陽宴八回と

やはりこの二つに収斂している。もちろん数値は便宜的なものであるが、平安前期の詩宴が、内宴・重陽宴の二つに偏っていることは確認できるであろう。

仁和元年五月二十五日（『帝王編年紀』）に藤原基経が献上したとき、れる『年中行事障子』は、「共通の基盤となるような固定化された年中行事」公事」で「天皇を中心とした宮廷貴族の共通規範」^[1]となる行事を載せる。この『年中行事障子』に記される詩宴が、内宴と重陽宴の二つなのである。つまり、この二つは、公事として認識された詩宴だったのである。天皇主催の詩宴がそこに収斂するのは、このためである。この二つの詩宴が特別なのは、詩題の書式にも窺われる。すなわち、詩題に「侍宴」（侍＋詩宴名）と記されるのは、内宴・重陽宴のみであり、他の詩宴には、「侍宴」の語は記されない^[2]のである。

公事としての詩宴で、詩題に「侍宴」と記されるものを〈公宴〉、それ以外を〈密宴〉と称せば、天皇主催の宮廷詩宴は、〈公宴〉と〈密宴〉で構成され、仁明朝以後は、ほぼ〈公宴〉に収斂していたことになる。〈公宴〉は公事である以上、支障がない限り開かれなければならない。先に仁明朝・清和朝の数値を上げたが、詩才の聞こえない陽

成天皇ですら、内宴と重陽宴を開いているのである。このことは、〈公宴〉の開催が、天皇の詩才・好文によらないことを示している。〈公宴〉は、単なる文芸作品生成の場ではなく、『年中行事障子』に収載されるように公事であり、政事の一環として存在するのである。〈公宴〉は、恒例に行われるように定められた儀式であって、天皇と臣下との間の秩序を視覚的に確認させ、その紐帯を強化する場としてあった。それを、献詩者（＝文人）が詠む、天皇を讃美する漢詩によって成し遂げるのである。だから、単に文芸作品である漢詩を制作・鑑賞するのが目的なのではない。しかし、〈密宴〉は異なる。〈密宴〉には〈公宴〉のような開催規定はなく、天皇の意志によって行われるのである。その点からも、〈公宴〉とは異なり、文芸作品制作・鑑賞の場としての性格が強いと考えてよいであろう。逆にいえば、天皇が好文であるか否かは、〈公宴〉ではなく〈密宴〉から判断されねばならない。〈公宴〉は公事として開かなければならないものであるが、〈密宴〉は天皇の意志によって開かれるからである。二種類の詩宴は区別しなければならぬのである。

宇多朝は、前稿で指摘したように、〈公宴〉³⁾だけでなく〈密宴〉も頻繁に開催された時代で、天皇の意志による詩作の場が増大していた。宇多の〈密宴〉は、近臣・近親が参集する場で、私的詩宴というに相応しい場であった。但し、この〈密宴〉では、詩才のない官人も詩を献じており、文芸性の面では疑問符が付く。

醍醐朝に入ると、宇多朝の特徴であった〈密宴〉が減少し、ほぼ

〈公宴〉のみが開催されるようになる。このことは、宇多朝の特殊性を証すであろうし、天皇の文壇は、〈公宴〉が軸となることを示している。ところが、醍醐朝の後半から朱雀朝は、〈公宴〉にとつて危機的状況であった。醍醐朱雀朝の宮廷詩宴を一覧すると以下のようになる。

年次	内宴	重陽宴	密宴	備考
寛平9		○	8 / 15	7 / 即位
昌泰1	○	○	1 /	
2	○	○	1 / 3	
3	○	○	1 / 3、9 / 10	
延喜1		○	9 / 28	
2	○	○		
3	○	○		
4	○	○	2 /	
5	○	× (皇女卒)		
6	○	○		
7	○	○		
8	○	× (諸国衰損)		
9	× (諸国衰損)	× (洪水)	9 / 13	
10	○	× (諸国旱損)		
11	×	○		
12	○	○	3 / 9	
13	○	× (諸国損田並びに風水害)		

6	5	4	3	2	承平1	8	7	6	5	4	3	2	延長1	22	21	20	19	18	17	16	15	14
	○			○			○	○						○	×		○	○	○	×	○	×
				×	×	×	×		○	○	×	○	×	○	○	×	×	○	○	○	×	○
	10 / 7		4 / 17							2 / 18、 9 / 30								2 / 26	3 / 6、 9 / 7	7 / 7、 9 / 28		
					29 9 / 22 崩御 讓位、																	

9	8	7	6	5	4	3	2	天慶1	7
×			○					○	○
	8 / 19			5 / 17	3 / 15	10 / 7	6 / 8		
4 / 20 讓位									

○：開催、×：停止。()内は明記される停止理由、空欄：記事無し。
*密宴は開催の日付のみを記した。主として『天日本史料』による。

醍醐朝前半は、ほぼ毎年〈公宴〉が開かれている。停止の場合も、「諸国衰損」などの理由がある。そして、〈密宴〉の数は決して多くなく、〈公宴〉に収斂している様子が確認できる。醍醐朝後半以降、停止あるいは記録無しの年がかなり目立つようになる。これには、例えば「諸国衰損」「疫病」による停止もあったし、菅原道真の怨霊によると喧伝された、皇太子保明親王（延喜二十三年三月二十一日）・皇太孫慶頼王（延長三年六月十九日）の相次ぐ死に象徴される政情不安も関わるであろう。そして醍醐天皇は、延長八年九月二十二日に讓位、同月二十九日に崩御した（『日本紀略』など）。そのため九月は忌月となり、「延長九年以後、康保以往、御忌月に依りてこれを停む」

〔撰集秘記〕九月節会事と、重陽節が停止される。朱雀朝以後、「詞人才子、漸く吟詠の声を呑み、詩境文場、已に寂寞の地と為」^①だったのである。朱雀朝では一度も重陽宴は開かれていない。同じ〈公宴〉とはいっても、重陽宴は節会であり、紫宸殿という儀式の場で行われ、格としても内宴を上回っていた。その重陽宴が停止されることになってしまったのである。朱雀朝で開かれる〈公宴〉は内宴のみとなり、しかも朱雀朝は、承平天慶の乱の勃発など動乱の時代であったためか、その内宴に関する記録も減少していく^②。

このような状況下、村上朝に入るのであるが、この時代の文壇については、次のような評価がある。

村上天皇は詩文の才に秀れ、寛平・延喜の文運華やかな時代を追慕してその復活に努力された。四季の佳節には頻繁に詩宴を催して風騷の道に勉められたが、また皇太子の時大江維時（仁和四（八八八）―応和三（九六三））に命じて『日観集』（天慶九（九四六））を編纂せしめ、特に天徳三年（九五九）には我国最初の詩合を行っている。当時の詩人達は天皇を中心にして文壇を形成していたのである^③。

天皇の好文と天皇中心の文壇形成が述べられている。そのこと自体に異論はないが、本稿では、〈公宴〉と〈密宴〉で構成される宮廷詩宴という視点から、より具体的に村上朝の文壇を論じる。なお、この時代の文壇については、拙稿「花宴考」（詞林21・平成九年四月）、「天皇と文壇―平安前期の公的文学に関する諸問題―」（前掲）でその概

要を述べた。重複する部分があることを断っておく。

二、村上朝の宮廷詩宴概要

村上朝の宮廷詩宴を一覧すれば次のようになる。

年次	内宴	残菊宴	花宴	密宴
天曆1	○			
2				7 / 7、3 / 7、8 / 11、13 / 11、5 / 12、
3	○		○ ^④ (?)	8 / 16、3 / 10、7 / 7、
4				5、3 / 10、3、7 / 30、7 / 11、7 / 9、10 / 1
5	○			7 / 7
6				10 / 21
7	○			
8		× (諒闇)		
9		× (疫病流行)		
10				
天徳1	○			
2				
3				
4				
5	○			7 / 7
6				3 / 7
7				
8				
9				
10				

4	3	2 ⁹	康保1	3
○	○		×	(安子崩御)
○	○			
	2 / 9、3 / 3	6 / 1、7 / 7、10 / 23	3 / 29	2 / 3、3 / 8、4 / 26、5 / 5、10 / 4

*主として『大日本史料』による。
*重陽宴は残菊宴として再興^⑩。

現存資料の問題もあり、記録が管見に入らない年もあるが、ほぼ毎年〈公宴〉が開かれていることは確認できる。この点は、醍醐朝前半と同様である。また、天徳三年以後、〈密宴〉が爆発的に増加していることが注意される。

以下〈公宴〉と〈密宴〉に分けて検討する。

三、〈公宴〉をめぐって

1 〈公宴〉の再興

朱雀朝は、〈公宴〉にとつては危機的状況であった。特に重陽宴が醍醐崩御によって開催されなくなったことが大きな要因であったが、ことは村上朝前半でも同様である。しかし、村上朝では、天暦四年以降に残菊宴が開かれることになる。これは〈公宴〉としての重陽宴の再興であった。

停九日宴十月行詔（世号残菊宴）

大江朝綱

詔。望五雲而穿眼、汾水之遊不帰。攀九霞而摧心、荆岫之駕弥遠。九月者、先帝昇霞之月也。故九日之節廢而経年。丹茱無驗、徒伝禦寒之方。黄菊失時、空綴泣露之萼。朕之長恨、千秋無窮。爰洛水春遊、昔日閣筆。商飈秋宴、今時卷筵。鹿鳴再停、人心不樂。詞人才士、漸吞吟詠之声、詩境文場、已為寂寞之地。孔子曰、文王已没、文不在茲乎。宜開良讌於十月之首、以翫余芳於五美之叢。凡厥儀式、一准重陽。主者施行。

天暦四年九月廿六日

詔す。五雲を望みて眼を穿ち、汾水の遊帰らず。九霞に攀ぢて心を摧き、荆岫の駕弥遠し。九月は、先帝の昇霞せし月也。故に九日の節廢れて年を経たり。丹茱驗無く、徒らに寒を禦ぐ方を伝ふ。黄菊時を失ひ、空しく露に泣く萼を綴る。朕の長き恨、千秋窮無し。爰に洛水の春遊、昔日筆を閣く。商飈の秋宴、今時筵を卷く。鹿鳴再び停りて、人心楽まず。詞人才士、漸く吟詠の声を呑み、詩境文場、已に寂寞の地と為る。孔子曰く、文王已に没す、文茲に在らずや、と。宜しく良讌を十月の首に開き、以て余芳を五美の叢に翫ぶべし。凡そ厥の儀式、一に重陽に准へ。主者施行せよ。

天暦四年九月廿六日

〔本朝文粹〕卷二・46

この詔の末尾に「凡そ厥の儀式、一に重陽に准へ」とあるように、儀式次第も重陽に準じている。なお、『吏部王記』天暦四年十月八日条（『政事要略』卷二十四・九月節会所引）には、

九日節停止後、属文徒常愁寂然。今有新儀、以来月上旬可聞食残菊宴。其期准玉燭宝典、本月五日可宜由、略定了。而彼日当凶会

九坎。誠雖有本文、可准依曆道忌。延五日以八日可被遂行。但明年已後以五日可為定日由、昨日被定下耳。

九日節停止の後、文を属る徒常に愁ひて寂然たり。今新儀有りて、来月上旬を以て残菊宴を聞し食すべし。其期玉燭宝典に准へて、本月五日宜しかる可き由、略定り了んぬ。而して彼の日凶会九坎に当る。誠に本文有りと雖も、曆道の忌に准依すべし。五日を延べ八日を以て遂行せらるべし。但し明年已後五日を以て定日と為すべき由、昨日定め下さるる耳。

との割注がある。『玉燭宝典』に従つて、十月五日を期日と定めたとしたのである。¹¹但し、初開催となった天曆四年は、「凶会九坎に当る」ため、八日に行われたという。この時の記録は『九曆』に詳しい。停止された重陽宴は、九月の醍醐の忌月を避けて、残菊宴として再興されたのである。¹²なお、『政事要略』（巻二十四・残菊宴事）に「詩題体様其一端」として、

七言初冬侍宴、同賦花寒菊点叢、分一字、応製一首（探得聞字）

権中納言従三位源朝臣兼明上

とある。「侍宴」と記されることから、この残菊宴は〈公宴〉として再興されたのである。

平安前期を通じて開かれていた内宴は、醍醐・朱雀朝においても原則として開催されていたが、村上朝に至って問題が起きる。天曆八年正月四日に村上之母太皇太后藤原穩子が崩御し（『扶桑略記』など）、正月が忌月となったのである。つまり、醍醐崩御後重陽宴が開催されなくなったのと同様、正月内宴も停止されることになったのである。

天曆四年に重陽宴が残菊宴として再興されたのに拘わらず、今度は内宴が停止されることになったのである。

しかし、『年中行事抄』内宴条に「天曆御忌月に依りて、二月に行ふ」¹³とある通り、また、前節の村上朝文壇概要からも確認できるように、天徳三年以後、開催を二月にずらすことによって、内宴は再び行われるようになったのである。

村上朝は、醍醐・穩子の崩御による重陽宴・内宴の停止によって、それ以後〈公宴〉が開かれなくなる可能性のある時代であったが、重陽宴を十月残菊宴として開催し、内宴を二月にずらすことによって、〈公宴〉を開き続けたのである。

村上朝の〈公宴〉で注目しなければならないのは、花宴である。花宴については既に考察を加えたことがある。¹⁵花宴といえば、嵯峨朝の花宴節が想起されるが、嵯峨朝の花宴は、『年中行事障子』に記載されないことから、仁和以前には廃絶されていたらしく、また、村上朝に公事化された花宴が桜を觀賞する詩宴であったのと異なり、嵯峨朝の花宴では梅や桃が詩に詠まれる点からも分かるように、性質を異にする詩宴である。¹⁶

嵯峨朝の花宴が廃絶した後、宇多朝辺から清涼殿の桜を觀賞する詩宴がしばしば開かれ、醍醐朝にも引き継がれた。しかし、これらは〈公宴〉とはいえず、〈密宴〉であったと思しい。それが、村上朝に入ると、『新儀式』において儀式文が明記され、公事化するのである。醍醐朝末から朱雀朝にかけて危機的状況にあった宮廷詩宴、殊に

《公宴》は、重陽宴の残菊宴としての再興、花宴の公事化により、前代に増して開かれるようになったのである。

以上のことは、《公宴》の機能が村上朝においても有効であり期待されていたことを示唆するであろう。

2 停止理由をめぐって

村上朝は、先に一覽したように、内宴・残菊宴・花宴という《公宴》がほぼ毎年開かれるが、醍醐朝と比較すると、記録無しの年が目立つ。理由なく停止されたとすれば、醍醐朝とは異なり、《公宴》が開かれなくなる時代ということになる。以下、この点について考証を試みる。停止理由が明記されているのは、天曆八・九年、康保元年の残菊宴であるが、天曆八年の残菊宴は、「天曆八年十月五日記。諒闇に依りて残菊宴無し。菊酒を給はず」〔『権記』長保四年九月九日条〕とあるように、同年正月四日に村上之母太皇太后藤原穩子が崩御し、諒闇となったための停止である。

天曆九年の残菊宴停止については、次のような記録が残る。

天曆九年閏九月廿一日。左大臣（実頼）着左近陣。示告諸卿云

〈大納言一人、参議一人〉、先日被仰云、今年秋間疫癘流行、人民病苦。来月残菊宴、有無之由、諸卿可定申。抑延長元年依疫癘停九月九日節。延喜廿年依諸国損不堪并疾病等事、停止同節。同九年又依疫癘并樹木秋花等事停止云々。外記所勘申如此者。今日依諸卿数少、不能一定奏聞。但大臣官奏之次、奉勅召少外記御般

傳設。仰云、来月五日残菊宴、依疾病事宜随停止。

天曆九年閏九月廿一日。左大臣（実頼）左近の陣に着す。諸卿に示し告げて云く〈大納言一人、参議一人〉、先日仰せられて云く、今年秋間疫癘流行し、人民病苦す。来月の残菊宴、有無の由、諸卿定め申すべし、と。抑も延長元年疫癘に依りて九月九日節を停む。延喜廿年諸国損不堪並びに疾病等の事に依りて、同節を停止す。同九年又疫癘並びに樹木秋花さく等の事に依りて停止すと云々。外記勘へ申す所此くの如し、てへり。今日諸卿数少きに依りて、一定奏聞すること能はず。但し大臣官奏の次、勅を奉じて少外記御般傳設を召す。仰せて云く、来月五日残菊宴、疾病の事に依りて宜しく停止に随ふべし、と。

〔『政事要略』卷二十四・九日節会事〕

今年秋、諸国に「疫癘」が「流行」して「人民」が苦しんでいるので、来月の残菊宴の有無を定めよとの村上の命令があり、外記が醍醐朝に「疫癘」によって重陽節が停止されたことを勘申している。しかし、諸卿の参集が少なく定められなかったらしい。結局、実頼の官奏の序でに、少外記御般傳設が召され、来月の残菊宴は、「疾病」により停止されることになったのである。なお、外記の勘申が引用されているが、すべて醍醐朝の重陽節の先例であり、この点からも、残菊宴が重陽節と同等であることが分かる。

康保元年の残菊宴は、「残菊宴を停む。先后の崩するに依れば也」〔『日本紀略』康保元年十月五日条〕と、先后（村上天皇中宮藤原温子）が、同年四月二十九日に崩御したために〔『日本紀略』など〕、停止されている。

以上のように、停止理由は、諒闇、中宮崩御、疫癘流行である。参

考までに醍醐朝の例をあげると、「内宴を止む。去年諸国の損に依れば也」(『日本紀略』延喜九年正月二十一日条)、「今年時行洪水有り。仍りて九日節止まる」(『真信公記』延喜九年九月三日条)、「諸国旱損に依りて、重陽宴を止む」(『日本紀略』延喜十年九月九日条)などがある。旱・洪水など天変、崩御・諒闇など天皇の喪、異損など作田の損害などが理由となっており、村上朝と同様である。これらの理由で〈公宴〉は停止されるのである。

村上朝の〈公宴〉には記録が残らない年が間々あるが、醍醐朝及び村上朝で明記された停止理由を考慮すれば、恐らく何がしかの支障があり、それが記録に残らなかったと推測される。

天曆三年には内宴の記録がないが、前年十二月二十八日に「今年諸国異損を申す。其の数甚だ多し。宜しく来年の朝賀を停止すべし」(『日本紀略』)と、「諸国異損」のため翌年正月朝賀の停止が定められており、内宴も同じく停止されたのであろう。天曆四年の内宴記録もないが、前年九月二十九日に陽成法皇が崩じており(『日本紀略』)、そのため停止されたか。天曆六年には、〈公宴〉開催の記録はないが、八月十五日に村上朝の兄・朱雀法皇が崩御しており(『日本紀略』)、そのため十月残菊宴は停止されたのであろう。翌年も、内宴・花宴開催の記録が見えないが、同じく朱雀崩御によるのであろうか。天曆十年の残菊宴についても記録が残らないが、この年は炎旱が続き、四月十九日には「諸社に奉幣す(天変旱炎に依れば也)」(『西宮記』恒例三・九月・例弊所引『小一条記』)と奉幣が行われており、七月二十

三日には「甘澍降らず、苦旱久しく盛んなり」という理由で「減服御常膳并恩赦詔」(『本朝文粹』卷二・47)が出され、さらに、八月八日には公卿等が封禄を減することを請う論奏を奉るも、天皇は許さず、九月二十八日に十分の二を減することを認める勅を下している如く(『北山抄』卷六・備忘略記・祈雨事)、残菊宴前に炎旱に襲われていた。炎旱による〈公宴〉停止は醍醐朝にも見えるが、この年も同じく停止されたと考えてよからう。天徳二年の残菊宴についても記録がないが、九月十三日に「天変等」により、五社に奉幣している(『日本紀略』)さらに十七日には七社に奉幣があり、恐らくこの年の残菊宴も天変によつて停止されたと思われる。天徳四年の〈公宴〉についても記録が残らないが、残菊宴については、九月二十三日の内裏焼亡、十一月四日の冷泉院遷幸による停止であろう。翌応和元年も内宴・残菊宴について記録が残らない。内裏焼亡によると考えられるが、この点は後述する。康保二年も〈公宴〉の記録が見られないが、前述したように前年四月に中宮安子が崩御しており、それによる停止であろうか。

以上のように記録が残らない〈公宴〉も、多くは天変・諒闇・崩御などの原因があつて停止されたと考えられる。他に推測できない例もあるが、これらの状況から考えるに、資料には残らないが、停止理由が存したのであろう。村上朝でも、〈公宴〉を開こうとしていたと考えられる。それがやむを得ない理由で停止されたのである。

〈公宴〉は、原則として必ず開催されなければならない。この点は、〈密宴〉の開催があくまで天皇の個人的興趣によるのとは異なる。村

上朝でもこの原則は生きているのである。

前述したように、醍醐朝後半以後は〈公宴〉が行われなくなっていた。それが、村上朝に入り、内宴をずらし、残菊宴として重陽宴を再興し、さらに花宴を公事化して、毎年それら〈公宴〉を開催したのは、〈公宴〉の機能が期待されていたからであろう。天皇の文壇は、漸く通常に戻ったともいえる。その点から、村上朝は、〈公宴〉を中心とする天皇の文壇の再興期と位置付けられる。

しかし、事柄はそれほど単純ではない。村上朝後半には、〈密宴〉が増大するからである。

四、〈密宴〉をめぐる

1 〈密宴〉の増大

前掲の一覧を見ると、村上朝前半に〈密宴〉はほとんど開かれない。天徳三年辺りから見え始め、それ以後は〈公宴〉以上に頻繁に開催されるようになる。

そもそも、天皇の文壇は、〈公宴〉が中心であった。冒頭に確認した醍醐朝はそれを示しているし、別稿で指摘したように、〈密宴〉が多数開かれた宇多朝は例外的であった。¹⁷ところが、村上朝では、天徳を挟んで、前半が〈公宴〉中心、後半が〈密宴〉中心と、文壇の性格が変わっている。もちろん、後半においても〈公宴〉は開かれるし、花宴の公事化などに明らかかなように、〈公宴〉の機能は期待されてい

るのだが、それを上回るほどに〈密宴〉が開かれるのである。宇多朝も〈密宴〉が頻繁に開かれたが、村上朝のような極端な偏りはない。

村上朝の文壇における〈密宴〉開催の頻度を見れば、村上の好文もよく分かるが、それが天徳以後に偏ることは、文壇の性格が変容したことも示唆している。以下、村上朝の〈密宴〉について、いくつかの視点から考察を加える。

2 献詩者をめぐって

宇多朝の〈密宴〉では、献詩者として、専門的な詩人以外に宇多の近親・近臣も加わっていた。多くは詩才を認め得ない人物で、その分、宇多の〈密宴〉は、詩会としての専門性は低いものと見なされる。〈公宴〉では、文人として、文章道出身者など専門の詩人が召されるのだから、その差は際立っている。近親・近臣の参加は、宇多の私的詩会であることを示すし、詩才のない人物が献詩者となることは、詩の完成度よりも、近親・近臣を参集させること自体を目的としたともいえるが、それだけ、天皇の意志によって開催されるものであるともいえる。

村上朝の文壇においても、〈密宴〉の頻繁な開催は、天皇の意志による文壇形成と考え得る。その点は宇多朝に似るが、献詩者の面ではどうだろうか。記録に残る献詩者は、必ずしも分明ではないが、多く「侍臣」と記される。

応和元年三月三日。御釣殿。泛觴流水。令侍臣飲。公卿・侍臣献

詩云々。

応和元年三月三日。釣殿に御す。觴を泛べ水に流す。侍臣をして飲みしむ。公卿・侍臣詩を献すと云々。

〔『北山抄』卷三・拾遺雜抄上・花宴事〕

命侍臣令献詩。題云、仙桃夾岸開。

侍臣に命じて詩を献せしむ。題に云く、仙桃岸を夾みて開く。

〔『日本紀略』応和二年三月三日〕

令侍臣賦夢吐白鳳詩。

侍臣をして夢に白鳳を吐くといふ詩を賦せしむ。

〔同前応和二年四月十一日〕

令侍臣賦詩。題云、五月水声寒。

侍臣をして詩を賦せしむ。題に云く、五月水声寒し。

〔同前応和二年五月十二日〕

令侍臣賦詩。題云、織女渡天河。

侍臣をして詩を賦せしむ。題に云く、織女天河を渡る。

〔同前応和二年七月七日〕

令侍臣賦詩。以秋色寄高樹為題。

侍臣をして詩を賦せしむ。秋色高樹に寄るを以て題と為す。

〔同前応和二年八月十三日〕

令侍臣賦詩。以窓下有満風為題。

侍臣をして詩を賦せしむ。窓下に風満つること有りて題と為す。

〔同前康保二年六月一日〕

令侍臣賦詩。以攀枝花入衣為題。

侍臣をして詩を賦せしむ。枝花を攀ちて衣に入るを以て題と為す。

〔同前康保三年二月九日〕

「侍臣」は、平安中期以後、殿上人を意味するという指摘があるが、¹⁸ 応和元年曲水宴では「公卿・侍臣」とあって「公卿」と区別されていること、また、『西宮記』（臨時三・宴遊・藤花宴）に「（畳）二枚を殿上の侍臣の座に敷く。……次に侍臣着座（四位・五位北、六位南）」とあって、「殿上の侍臣」の座が設けられ、そこに四位・五位と六位の「侍臣」が着座しており、「殿上侍臣」＝「侍臣」と推測されることから、この指摘は首肯し得る。つまり、村上朝の〈密宴〉では、侍臣＝殿上人に献詩を行わせることが頻繁になるのである。もともと、〈密宴〉の実作として、菅原文時『新撰朗詠集』卷上・紅葉・284、康保二年十月二十三日朱雀院行幸詩宴での作）、橘倚平（『和漢兼作集』春下・343、康保三年三月三日曲水宴での作）等殿上人以外の例が残ることから、殿上人だけが詩を詠んだのではなく、専門の詩人の参加もあったようだが、殿上人が中心となる詩会ではあったのだろう。この点は、宇多朝の〈密宴〉とも似る。例えば、寛平二年の曲水宴では、「子の時詩興有り。其の題、三月三日雅院に於て侍臣に曲水の飲を賜ふ。文人を召さる。前讚岐守菅原朝臣（北野）、典薬頭島田忠臣等、殿上の藏人の文に堪ふる者、其の中に相ひ交る」（『年中行事抄』三月三日）と、詩人である道真等と、殿上の藏人から献詩者（＝文人）が選ばれており、題に「侍臣」とも記されている。

なお、康保三年三月三日曲水宴では「御書所の人等及び殿上の文人・藏人所の文章生等」（『西宮記』恒例二・曲水所引『村上御記』）が召されているが、「御書所」は、文章生・学生が集まる所である。¹⁹つまりこの詩宴では、専門の詩人が召されていることになる。

これらから推測すれば、侍臣に賦詩をさせることが中心ではあっても、御書所・藏人所等の文章生など専門の詩人も文人として召されていたと考えられる。宇多朝でも専門の詩人は召されていたが、それとともに、詩文に堪能ではない近親も献詩者として召されていた。村上朝でもその可能性がないとはいえないが（侍臣に詩の堪能でないものが含まれる可能性もある）、村上の場合、宇多以上に詩文作成に重きを置いていたようである。他の時代には見えないほど多く御製の存在が確認できるからである。

曲水宴。御製、水映紅桃色。／曲水宴。御製、水紅桃色に映ず。

〔日本紀略〕天徳三年三月三日

召文人於秘書閣、令賦春被鶯花送之詩。有御製。

文人を秘書閣に召し、春鶯花に送らるといふ詩を賦せしむ。御製有り。

（同前天徳三年三月三十日）

御製、風驚織女秋。／御製、風は驚す織女の秋。

（同前天徳三年七月七日）

御製、月扇動涼風。／御製、月扇涼風を動かす。

（同前天徳四年七月七日）

御製、別路動雲衣。／御製、別路雲衣を動かす。

御製、寒葉隨風散。／御製、寒葉風に隨て散る。

（同前応和元年十月十五日）

庚申。御製、松経霜後貞。／庚申。御製、松霜を経て後貞なり。

（同前応和元年十月三十日）

御製、池辺初雪。／御製、池辺の初雪。（同前応和元年十一月九日）

御製、庭花曉欲開。／御製、庭花曉に開かんとす。

（同前応和三年二月三日）

御製、風来花自舞。／御製、風来りて花自ら舞ふ。

（同前応和三年三月八日）

御製、風雲夏景新。／御製、風雲夏景新し。

（同前応和三年四月二十六）

御製、採菖蒲詩。／御製、菖蒲を採る詩。（同前応和三年五月五日）

御製、菊花色浅深、無風葉自飛。

御製、菊花色浅深なり、風無くして葉自ら飛ぶ。

（同前応和三年十月四日）

御製、留春々不駐。／御製、春を留むるも春駐まらず。

（同前康保元年三月二十九日）

記録では詩会については語られず、御製の存在のみが記される場合が多いが、村上の独詠であったとは考えにくく、やはり詩会が開かれ御製があったと解すべきであろう。

天皇の文壇が〈公宴〉を軸とするようになる仁明朝以後、これ程

〈密宴〉に御製を残した天皇は見えない。宇多も〈密宴〉を多く開いたが、御製は、寛平元年九月詩会に残るもの(『雑言奉和』)、他の詩人が律詩なのに対して絶句である。宇多は他に、寛平八年閏正月六日雲林院行幸に御製を残す(『紀家集』卷十四断簡)。また、醍醐は、延喜十四年九月九日重陽宴(『真信公記』)、延喜十七年正月二十三日内宴(『日本紀略』、『江談抄』卷四・4)、延喜十九年正月二十一日内宴(『北山抄』卷三・拾遺雜抄・内宴所引『邦基卿記』)、延長四年九月九日重陽宴(『政事要略』卷二十四・九日節会事所引『吏部王記』)、延長七年正月二十一日内宴(『日本紀略』、『類題古詩』191)と、〈公宴〉に御製を残し、朱雀は、天慶二年六月八日綾綺殿御注孝経竟宴(『本朝世紀』)での御製が知られる。これらに比せば、村上上の「製作意欲の旺盛さ」は際立っているといえよう。

〈密宴〉は、〈公宴〉とは異なり、天皇の私的意志によって開かれるのだから、これ程の御製の多さは、〈密宴〉が、詩文作成、それも天皇の賦詩のために開かれたということを示唆しているのではないだろうか。まさしく、好文の天皇によって領導される文壇といえる。

なお、村上上は、〈公宴〉においても御製を作っている。天曆四年十月八日残菊宴(『九曆』)、同七年十月五日残菊宴(『西宮記』恒例第三・九月)、天徳元年十月五日残菊宴(『九曆』)、康保三年二月二十一日内宴(『小右記』長徳三年九月九日条)に見られるのだが、村上上は〈公宴〉〈密宴〉と区別せずに詩作を行っているようだ。村上上の詩作に対する意気込みは並々ならぬものがあつたといえよう。村上朝の

〈密宴〉は、詩文作成に重きを置いた文芸的な場であると考えられる。ところで、村上朝には、所謂天徳鬪詩も行われている。参加者が具体的に分かる数少ない〈密宴〉であるが、詩作者は以下の通りである。

作者 左

文時〈七首、三首合維時、一首持、二首負、四首合直幹、三首勝、

一首負〉

順〈三首、皆合直幹、一首勝、一首持、一首負〉

右

維時〈三首、皆合文時、二首勝、一首持〉或本云、一番詩持云々、

然者持二首

直幹〈七首、四首合文時、一首勝、三首負、三首合順、一首持、

一首勝、一首負〉或本云、蘭詩直幹勝云々、然者勝三首也。

(『天徳三年八月十六日鬪詩行事略記』)

すなわち、菅原文時、源順、大江維時、橘直幹の四人がそれである。改めて指摘するまでもないが、文時は、承平三年文章生、天慶五年対策、源順は、天曆七年文章生、維時は、延喜十七年秀才、延喜二十二年対策、直幹は、承平七年対策宣旨と、すべて大学寮文章道出身の所謂専門の詩人である。従って、この詩会の作者は、極めて専門性が高いといべきなのだが、だからといって、詩合の文芸性・専門性も高いとい難いのは、同時期の歌合と同様である。歌合においては、方が「人的構成の中で最も基本的なもの」であり、「歌合の場において勝負の興を享受するのは方人であつて、歌人は、和歌を通じて間接

に歌合に参加するに過ぎないもの」²²であった。ことは詩合でも同じである。『行事略記』に「左右方人詩を納るる匣を取りて昇殿、膝行し御前に置く（左右衛門佐忠尹、右侍從濟時）。次に左右四位各二人を召す（左大将伝宣）、左、民部大輔保光朝臣、式部権大輔国光朝臣、右、右兵衛督延光朝臣、左中弁文範朝臣。各称唯して起ち、昇殿して御前に候す」と記されるが、左右の方人が詩を献上し、召される四位も左右の方人である。しかし、詩人は、「左方詩人念人、玉階の北砌に列坐し、右方詩人念人、玉階の南砌に列坐す」とあるように、念人とともに、清涼殿東庭の南北の玉階のもとに列ぶ。詩人は詩を献上すれば役割は終わり、参加は間接的といえよう。萩谷朴は、当時の歌合を「文芸性・遊宴性の均衡せる歌合」と評したが、この詩合にも該当しよう。

村上朝の〈密宴〉を概観すると、村上の意志、殊に詩作への並々ならぬ意志から、多くの〈密宴〉が開かれたと考えられるが、詩合の如く多分に遊戯性を含む例もある。但し、宇多と比較すれば、好文による詩会を多く開催したとはいえるようである。

3 〈公宴〉の停止と〈密宴〉

天徳四年九月に内裏が焼亡したため、村上天皇は十一月四日に冷泉院に遷幸する。翌応和元年十一月二十日に清涼殿に還御するまで、ほぼ一年間、村上は冷泉院を御在所とすることになるのだが（以上『日本紀略』）、この間、内宴・残菊宴は開かれておらず、〈密宴〉が頻繁

に開かれている。

応和元年三月三日。御釣殿。泛觴流水。令侍臣飲。公卿・侍臣献詩云々。

応和元年三月三日。釣殿に御す。觴を泛べ水に流す。侍臣をして飲ませしむ。公卿・侍臣詩を献すと云々。

〔北山抄〕卷三・拾遺雜抄上・花宴事

御製、別路動雲衣。／御製、別路雲衣を動かす。

〔日本紀略〕応和元年七月七日

御製、寒葉隨風散。／御製、寒葉風に隨て散る。

〔同前〕応和元年十月十五日

庚申。御製、松経霜後貞。／庚申。御製、松霜を経て後貞なり。

〔同前〕応和元年十月三十日

御製、池辺初雪。／御製、池辺の初雪。〔同前〕応和元年十一月九日

この応和元年は、村上朝でももつとも多くの〈密宴〉が開かれた年である。内宴・残菊宴という〈公宴〉が開かれないのは、冷泉院という場、あるいは内裏焼亡に要因があると思われるが、冷泉院（冷然院）で〈公宴〉を開いた先例がある。文徳天皇は、内裏修造のため在位中平安宮内裏を御在所としなかったと推測されるが、冷然院は、斉衡元年四月十三日以後御在所となっており、文徳はここで崩御する。斉衡元年四月以後の文徳朝の〈公宴〉をあげれば次の通りである。

帝御新成殿。内宴。命楽賦詩。皆如常儀。

帝新成殿に御す。内宴。楽を命じ詩を賦せしむ。皆常儀の如し。

〔日本文徳天皇実録〕齊衡二年正月二十一日

重陽節也。帝御南殿、賜宴侍臣。命樂賦詩如常也。

重陽節也。帝南殿に御し、宴を侍臣に賜ふ。樂を命じ詩を賦せしむること常の如き也。

（同前齊衡二年九月九日）

内宴。命樂賦詩如常。／内宴。樂を命じ詩を賦せしむること常の如し。

（同前齊衡三年正月二十一日）

重陽宴也。天皇御南殿、命樂賦詩如常。

重陽宴也。天皇南殿に御し、樂を命じ詩を賦せしむること常の如し。

（同前齊衡三年九月九日）

内宴。命樂賦詩。自如旧儀。

内宴。樂を命じ詩を賦せしむ。自ら旧儀の如し。

（同前天安元年正月二十一日）

新成殿内宴。如常。／新成殿内宴。常の如し。

（同前天安二年正月二十二日）

「新成殿」「南殿」は冷然院の殿舎である。冷然院を御在所としても、「公宴」は開かれるのである。また、文徳朝の重陽宴での作と推測される詩が『田氏家集』に残るが、「九日侍宴冷然院各賦山人採藥十韻応制（毎句用藥名）」（卷上・19）と、「冷然院」と明記される。これらの先例を考慮すれば、応和元年に内宴・花宴が開かれないのは、冷泉院という場が問題なのではなく、内裏焼亡という理由があったからであろう。

内裏焼亡という理由で「公宴」が停止されたのに拘わらず、「密宴」

は開かれている。「密宴」は公事と認識されない、天皇の私事だからであろう。やはり「公宴」と「密宴」には格段の差がある。

村上朝の「密宴」を見ていくと、例えば、応和三年は「公宴」が開かれていないが、「密宴」は頻繁に行われている。また、康保二年も同様である。先に「公宴」の停止理由を考証したが、「公宴」の停止には、天変・崩御などの明確な理由があった。応和三年、康保二年には資料の制約もあつて理由は明確にできないが、他の「公宴」同様やむを得ない事情が存したと推測できる。それにも拘わらず、「密宴」は開催されているのである。同様の状況は既に朱雀朝でも見えている。公事である「公宴」なら停止されても、私事である「密宴」は開かれるということであろう。「公宴」は天変などの要因で停止されるが、「密宴」はその点拘束される度合が小さかったということであろう。ところが、ここで問題になるのが、内裏焼亡の翌応和元年に、花宴が開かれているという事実である。何故内宴・残菊宴が停止されているのに、同じ「公宴」である花宴は開かれているのであろうか。憶測になるが、このことは、花宴が「密宴」と限りなく近い性格を持つことを表しているのではないだろうか。

4 花宴と「密宴」

応和元年の花宴の記録は、やや詳しく残されている。

五日戊戌。天皇御釣台、召文人。有桜花宴。花光水上浮。召擬文章生於池中嶋奉試。題、流鶯遠和琴（勅題也）。又有笙歌之興。文

時献序。□□為講師。文人四位五人、五位十四人、諸司六位四人、文章得業生二人、文章生三人、擬文章生廿人、学生二人。准延喜十六年九月廿八日行幸朱雀院之例也。

五日戊戌。天皇釣台に御し、文人を召す。桜花宴有り。花光水上に浮かぶ。擬文章生を池中の嶋に召し試を奉ぜしむ。題、流鶯遠く琴に和す（勅題也）。又笙歌の興有り。文時序を献す。□□講師と為す。文人四位五人、五位十四人、諸司六位四人、文章得業生二人、文章生三人、擬文章生廿人、学生二人。延喜十六年九月廿八日朱雀院に行幸せし例に准ふ也。

〔日本紀略〕(応和元年三月) 五日戊戌。於冷泉院釣殿有花宴。所召文人、文章得業生二人、文章生四人、擬文章生二十人、学生藤原公方、同行葛、旧文章生民部大輔保光朝臣、因幡守雅規、右衛門権佐偕行、大内記令茂、少外記笠朝望、少内記菅原篤茂、勘解由判官源順等也。式部大輔直幹朝臣等相率文人参入。各着座。召直幹為講師。然直幹遅参。仍令文時講詩。

五日戊戌。冷泉院釣殿に於て花宴有り。召す所の文人、文章得業生二人、文章生四人、擬文章生二十人、学生藤原公方、同行葛、旧文章生民部大輔保光朝臣、因幡守雅規、右衛門権佐偕行、大内記令茂、少外記笠朝望、少内記菅原篤茂、勘解由判官源順等也。式部大輔直幹朝臣等文人を相率あて参入。各着座。直幹を召して講師と為す。然るに直幹遅参。仍りて文時をして詩を講ぜしむ。

〔扶桑略記〕(応和元年三月)

この花宴が〈公宴〉であるか否かが第一の問題だが、菅原文時の詩序が残り、その題が「暮春侍宴冷泉院池亭同賦花光水上浮応製」(『本

朝文粹』卷十・300)と書かれ、「侍宴」の語があるので、〈公宴〉であると、ひとまずは考えられる。「侍宴」とは、〈公宴〉の題にのみ用いられる特殊な語であったからである。

しかし、この応和元年花宴は、通常の花宴とは様相を異にしている。擬文章生試が行われていることはその最大の相違である。〈公宴〉である花宴では、もちろん奉試が行われることはない。しかも、『日本紀略』末尾に記されるように、詩宴と擬文章生試を組み合わせたこの行事は、「延喜十六年九月廿八日朱雀院に行幸せし例」であったのである。⁽²⁶⁾

つまりこの詩宴は、詩題書式等からは〈公宴〉の花宴と見なし得るものの、実態は、それとはまったく異なる、〈密宴〉⁽²⁷⁾といつてよい詩宴なのである。

しかし、応和二年花宴が、前半が花宴として開かれ、後半が擬文章生試と区別して開催されたのであれば、前半のみを花宴として理解することもできなくはない。実際、文時の詩序は、擬文章生試には触れず、あくまで花宴の詩序として書かれている。

冷泉院者、万葉之仙宮、百花之一洞也。景趣幽奇、煙霞勝絶。聖上暫出紫闈、近幸綺閣以来、供奉無暇者、瑞露薫風、扈從猶留者、詩情歌思。及至春輝漸闌、物色可愛、人間之芳菲欲尽、象外之風煙猶濃。爰宴于林下之池台、誠有以矣。觀其花綻在岸、水清盈科。花垂映而水下照、水浮光而花上鮮。晷日螢風、高低千顆万顆之玉、染枝染浪、表裏一入再入之紅。誰謂水無心、濃艷臨兮波変色。誰

謂花不語、輕漾激兮影動臂。嗟乎、花之遇時、水之得地者歟。夫布政之庭、風流未必敵峴園、兼之者此地也。好文之代、德化未必光于黃炎、兼之者我君也。故筆硯承恩、糸竹含賞。即將閱詩律以為挾賢之道、播樂章以為易俗之音也。明聖之事、猗乎盛哉。于時宴入夜景、醉蕩春風。詠歌於琪樹之陰、踏舞於沙涯之畔。臣文時籍非煙客、名謝風人。謬以詩家之末塵、叨霑樂池之余沢。記言者昔勤也。叙事者新責也。敢對華塘、聊獻実録云爾。謹序。

冷泉院は、万葉の仙宮、百花の一洞也。景趣幽奇にして、煙霞勝絶なり。聖上暫く紫園を出で、近く綺園に幸して以来、供奉暇無き者、瑞露薫風、扈從猶ほ留まる者、詩情歌思。春の輝漸く闌け、物色愛すべきに至るに及び、人間の芳菲よききんとし、象外の風煙猶ほ濃やかなり。爰に林下の池台に宴する、誠に以有るかな。觀れば其れ花綻びて岸に在り、水清くして科に盈てり。花は映を垂れて水下に照り、水は光を浮べて花上鮮なり。日に瑩き風に瑩く、高低千顆万顆の玉、枝を染め浪を染む、表裏一入再入の紅。誰か水に心無しと謂ふ、濃艶臨みて波色を變ず。誰か花語らずと謂ふ、輕漾激して影臂を動かす。嗟乎、花の時よきに遇ふ、水の地を得たる者歟。夫れ政を布く庭、風流未だ必ずしも峴園に敵せず、これを兼ねたる者は此の地也。好文の代、德化未だ必ずしも黃炎より光らず、これを兼ねたる者は我が君也。故に筆硯恩を承け、糸竹賞を含む。即ち將に詩律を閲して以て賢を挾ぶ道と為し、樂章を播きて以て俗を易ふる音と為さんとする也。明聖の事、猗乎盛なる哉。時に宴夜景に入り、醉春風に蕩す。琪樹の陰に詠歌し、沙涯の畔に踏舞す。臣文時籍煙客に非ず、名風人に謝す。謬りて詩家の末塵を以て、叨り樂池の余沢に霑ふ。言を記すは昔の勤也。事を叙する新なる

責也。敢て華塘に対して、聊か実録を献ずと云ふこと爾り。謹みて序す。

冒頭は、冷泉院が代々の仙宮であること、風景が「幽奇」「勝絶」であること、天皇が暫く行幸している旨を述べる。そして、天皇は「人間の芳菲」が尽きようとしているのに、「象外」（＝冷泉院）の「風煙」がまだ濃やかなので、宴を開くのだと、花宴開催の状況を述べる。以下、詩題の「花光水上浮」に即しつつその場を美しく描き、その中で「筆硯恩を承け、糸竹賞を含む。即ち將に詩律を閲して以て賢を挾ぶ道と為し、樂章を播きて以て俗を易ふる音と為さんとす」と、君恩によって詩を作り、天子に賞される音楽を演奏し、「詩律」によって賢才を選び、音楽によって風俗をよき方向に変えようというのである。そしてそれは「明聖の事」、すなわち天子の仕事であるといい、末尾では、夜に入つて春風で酔いが催され、「琪樹の陰」で歌い、「沙涯の畔」で舞う様子が描かれ、文時が序を記す旨が書かれる。搔い摘んで見れば以上のような内容であるが、この中に擬文章生試に触れた部分はない。

文時が記すように、この花宴に擬文章生試が入り込まないのであれば、〈公宴〉の花宴と理解することもできる。しかし、事実は文時の叙述とは異なるようである。

この花宴の儀式次第は、『日本紀略』や『扶桑略記』だけでは明らかにできない部分が多いが、『新儀式』（卷四・臨時上）に「行幸朱雀院召文人并試擬文章生事」という、延喜十六年の朱雀院行幸に基づい

て整備されたと思しい儀式次第があり、ここからある程度推測できる。結論からいえば、花宴と擬文章生試は分かれて行われてはいない。

例えば、「文人を召す。文人・擬文章生等着座」とあるように、文人と擬文章生は同時に着座しているし、「晚景、文人等進みて以て詩を献す（割注略）、擬文章生詩を献す」と献詩も同時である。これら献上された詩は、御前に運ばれ披講されるが、「儒士の其の事に堪ふる者をして、御前に於てこれを講ぜしむ（延喜十六年、只序並びに王卿及び擬文章生の詩を講じ、文人等の詩を読まず）」とあり、割注の延喜十六年の例を見れば、序と王卿の詩及び擬文章生の詩が披講されているのである。応和元年の花宴は、この延喜十六年の例に準じたものであったのだから、同様の次第であったと思量される。つまり、この花宴では、文時の序ではまったく触れられていないが、花宴らしき詩宴と擬文章生試が同時に行われているのである。文時の詩序は擬文章生試を省いているのである。文時の意識としては、擬文章生試を除外しないと花宴とはいえないという判断が働いたのかも知れない。しかし、実際の場合は、擬文章生試が入り込んでいると考えられるのである。この詩宴を（公宴）の花宴ということは難しい。

前年の内裏焼亡によって、緊急避難的にこのような形で行われたという解釈もできようが、擬文章生試を加える必然性はない。また、（公宴）の内宴・残菊宴が行われていないことを鑑みても、この花宴は極めて（密宴）的性格が濃い。詩題には「侍宴」と記されているが、（密宴）というべき詩宴だったのではなからうか。

内裏焼亡における冷泉院滞在中に行われた花宴は、（密宴）と呼ぶべき詩宴であった。そして、花宴をこのような状況で開くことができずとも、花宴自体が、内宴・残菊宴と異なり、（公宴）でありつつ（密宴）の側面をも持つ詩宴であったからではないだろうか。それは、内宴が（密宴）的性格を持ちつつも、（公宴）として位置付けられていたのとはまったく事情が異なる。花宴は、（公宴）を標榜しつつも、（密宴）というべき詩宴であったのである。そこには、平安初期から公事として開かれてきた内宴と、村上朝において公事化された花宴の差異もあるが、それだけに、花宴は、村上朝における（公宴）の性格を象徴しているように思われる。

五、村上朝の文壇をめぐって

村上天皇は、即位した当初は（公宴）のみを開いていた。天皇の文壇としては通常の形である。

しかし、天徳年間に入ると、（密宴）を開き始める。村上には内裏焼亡によって冷泉院に遷り、（公宴）が開かれぬのを補うかのように、（密宴）を頻りに開催する。しかし、それは侍臣を中心とした（密宴）であり、（公宴）とは異なるものであった。その状況は、内裏が新造され還御したにも拘わらず、変わらない。私的詩的興趣による（密宴）開催が増加するのである。

それ以前は（密宴）を開かなかった村上であるが、それは醍醐朝の

文壇を継承する姿勢といえるであろう。天皇が開く詩宴は原則として〈公宴〉＝公事に限られるのである。詩宴であっても私的詩宴＝〈密宴〉は開いてはならないのであった。醍醐は、正月小朝拜を停止するについて、「仰せて曰く、昔の史書を覽るに、王者私無し。此の事は私礼也と云々」(『西宮記』恒例一・正月・小朝拜)と、「私礼」と位置付けて、「王者私無し」という理由付けをする。「王者私無し」という考え方が、〈公宴〉に収斂する文壇の背景にはあるのではなからうか。そして、それを村上は受け継いだ。村上は東宮時代に『日観集』を編纂させるなど、好文であったが、それでも即位当初は〈公宴〉を中心にしており、〈密宴〉は開いていなかった。それが天徳三年辺りから〈密宴〉に興味向き、内裏焼亡をきっかけとしたのか一気に〈密宴〉開催に傾いていったようである。天徳三年前後、村上にどのような心境の変化があったのかは量りかねるが、〈密宴〉の増加は、結果として〈公宴〉の意義の相対的低下をもたらすことになるのではないだろうか。確かに〈公宴〉も開かれているから、その機能は期待されていたのではあるう。しかし、村上朝に〈公宴〉とされた花宴は〈密宴〉といつてよいものであった。既に〈公宴〉も、公事としてではなく、多分に詩文作成に重きを置く詩会と位置付けられつつあったのかも知れない。前掲残菊宴の再興の詔は、重陽宴の停止について「詞人才子、漸く吟詠の声を呑み、詩境文場、已に寂寞の地と為る」と表現していた。「詞人才子」の「詩境文場」として重陽宴は捉えられているのである。これを、村上が、〈公宴〉までも文芸性に重点を置いて把握

していたことの象徴である、といえば、深読みに過ぎるであろうか。村上朝に公事化された花宴は、極めて〈密宴〉に近い性格を持っていた。やはり、公事としての〈公宴〉すらも、〈密宴〉的文芸性が強まっていたのではなからうか。重陽宴を「詩境文場」として捉えることと根を同じくする姿勢だと思う。その姿勢が強くなれば、〈密宴〉は頻繁に開かれることにならう。村上朝後半の〈密宴〉の増大は、天皇の文壇が、〈公宴〉から〈密宴〉へ中心を移しつつあったことを示唆しているであろう。そして、〈公宴〉そのものも、〈密宴〉的詩会と把握されつつあったのかも知れない。しかし、まだ〈公宴〉と〈密宴〉が区別されなくなったわけではない。諒闇などの理由で〈公宴〉は停止されたが、〈密宴〉は行われており、そこに差が見出せるからである。両者はまだ公事と私事とに分かたれていたであろう。但し、その区別は徐々に薄れていくことになるのである。

おわりに

村上朝の文壇は、〈公宴〉の再興と〈密宴〉の増大という性格を合わせ持っていた。しかし、後半の〈密宴〉増大、花宴の〈密宴〉的性格は、〈公宴〉の意義の低下を象徴している。それは、〈公宴〉と〈密宴〉が重なっていく過程でもある。事実、それ以後〈公宴〉の開催は減少していき、一条朝においては、〈公宴〉と〈密宴〉の区別も希薄になっていくのである。²⁸⁾村上朝はその意味でも、平安朝の文壇史にお

ける一画期になつているといえよう。

以上、資料的な制約もあり、憶測を縷々述べてきたように思う。見落とした資料、失考も多いことであろう。ご教示ご叱正をお願いしたい。

注

- (1) 古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」〔日本古代王権と儀式〕吉川弘文館・平成十年、昭和六十一年初出。
- (2) 拙稿「宇多朝の文壇」(奈良大学紀要30・平成十四年三月)、「天皇と文壇―平安前期の公的文学に関する諸問題―」(伊井春樹先生御退官記念論集刊行会編「日本古典文学史の課題と方法」和泉書院、平成十六年)。
- (3) 拙稿「宇多朝の文壇」(前掲)。
- (4) 「停九日宴十月行詔」(「本朝文粹」巻二・46)
- (5) 但し、内宴の記録がないのと逆に(密宴)の開催が記録されている。同じような状況が村上朝にも見える。その点については後述する。
- (6) 大曾根章介「漢文学の世界」(「日本漢文学論集 第一巻」汲古書院・平成十年、昭和四十三年初出)。
- (7) 天徳三年花宴には「？」を付したが、開催について問題がある。「拾遺和歌集」(賀・286)に「天徳三年、内裏に花宴せさせたまひけるに」として藤原師輔の歌が載り、「拾遺抄」(賀・189)には、「康保三年三月に内裏にて花宴ありけるに」として同じ師輔の歌が載る。いずれかの開催だと考え得るが、康保三年については、「北山抄」(巻三・拾遺雑抄・花宴事)に記録が残る。和歌も康保三年に詠まれたとも解釈できるが、今は、天徳三年にも掲げておく。
- (8) 「日本紀略」同年閏三月十一日条に「於釣殿有藤花宴、船楽」、扶桑略記」同日条に「於釣殿有藤花宴、竜頭鶴首舟各一艘、有童舞等。関白左大臣実頼朝臣彈箏、大納言源朝臣高明彈琵琶、雅信朝臣吹笙、朝忠朝臣吹笛、以御衣各賜公卿畢」と藤花宴の記録あるが、献詩記事等がないことから、詩会ではないと理解すべきであろう。
- (9) 康保二年三月五日に花宴があるが(「袋草紙」巻一・探題和歌など)、記事を見る限り和歌会である。
- (10) なお、付言する。三月三日、七月七日詩宴は当初は節日で(「公宴」)だが、三月三日詩宴は、平城朝に廃絶されて以来(「密宴」として開催される。拙稿「曲水宴考証」(詞林39・平成十八年四月)に詳述予定。七月七日詩宴も同様である。拙稿「宇多朝の文壇」(前掲)参照。
- (11) なお「玉燭宝典」(十月孟冬第十)には「漢世、十月五日、以豚酒入靈女廟。擊筑奏上玄之曲、連臂踰地歌、赤鳳皇來。蓋巫俗也。案樂稽曜嘉云、用動和樂於北郊、為顛頊之氣。玄冥之音、歌北濤。大閏、致幽明靈。國語云、天明昌作、百嘉備舍、群神頻行。或其濫觴、咸此節也。鳳稱大鳥、南方之畜。擊轅之歌、有応風雅。故云、赤鳳皇來」とあるが、残菊宴との関係を今審かにし得ない。
- (12) なお、天徳二年十月二十一日の残菊宴は、開催日が規定の五日とは異なること、及び「北山抄」(巻三・拾遺雑抄上・花宴事)に、「清涼殿東又庇北第二間、立御椅子・置物御机等、供御視」(天徳二年十月、額北間、康保四年、第三間云々)……時刻、出御。玉卿依召參上(後參者、奏召之)。次仰侍臣召文人(入自仙華門。參者、候殿上藏人所・御書所成業者等預之。……天徳二年・康保四年、自滝口戸參入、……)、……天徳二年十月、藏人失不立置物御机。仍不献御料題」と引かれるように清涼殿で行われることから、(「公宴」としての紫宸殿残菊宴ではなく、(「密宴」として開かれたものだと推測される。
- (13) 内宴については、拙稿「内宴考」(詞林18・平成七年十月)参照。

- (14) 底本「三月」に作るも校訂。この点も含め、渡辺直彦「蔵人式」管見」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』吉川弘文館、昭和五十三年、昭和四十八年初出)に既に指摘がある。
- (15) 拙稿「花宴考」(前掲)。
- (16) 嵯峨朝の花宴節が観桜の詩宴でないことは、後藤昭雄「王朝の漢詩」(『日本文学講座 9 詩歌Ⅰ(古典編)』大修館書店・昭和六十三年)に既に指摘がある。
- (17) 拙稿「宇多朝の文壇」(前掲)。
- (18) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館・平成十年、昭和六十二年初出)。
- (19) 工藤重矩「内御書所の文人」(『平安朝律令社会の文学』ペリカン社・平成五年、昭和五十五年初出)。
- (20) 川口久雄「天曆期漢文学とその特質」(三訂 平安朝日本漢文学史の研究 中) 明治書院・昭和五十七年)。
- (21) 以上、対策等については、古藤真平「10世紀紀伝道課試関係記事一覧 (稿) 前編・後編」(古代学研究所研究紀要5、6・平成七年十二月、平成八年十二月) 参照。
- (22) 萩谷朴「平安朝歌合の構成」(『平安朝歌合大成 十』同朋舎・昭和六十二年復刊)。
- (23) 萩谷「平安朝歌合の分類」(前掲著)。
- (24) 文徳朝の内裏については不明な点が多く、内裏修造に關しても明確な資料は残されていないが、鈴木亘「平安時代初期における平安宮内裏の修造」(『平安宮内裏の研究』中央公論美術出版・平成二年)の考証に従う。
- (25) なお、天曆三年は前述したように前年の諸国異損のため内宴は停止されたと思しいが、花宴は開催されている。これも同様に考えられようか。
- (26) なお、詩宴に奉試を組み合わせた例は、寛平八年二月二十三日に「天皇
- (宇多) 幸_レ神泉苑。召_レ文人_一賦_レ詩。其題、花間理_三管絃。又召_二学生_一奉_レ試、賦_二同題。及第者三人也」(『日本紀略』)がある。神泉苑の行幸で詩会があり、同時に文章生試が行われたのである。「菅家文章」(卷六・434)と『含英私集詩序拔萃』に、その時の詩と詩序(逸文)が残る。
- (27) 拙稿「花宴考」(前掲)ではその方向で考えたが、改める。
- (28) 拙稿「天皇と文壇―平安前期の公的文学に關する諸問題―」(前掲)。

The literary world of Murakami dynasty

Koji Takikawa